

大分県報

平成三十年
第三〇四二号
十二月七日

（金曜日）

目次

生活保護法等による医療機関の指定……………	一
県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧……………	二
選挙管理委員会告示	二
選挙運動等における掲示等に関する規程の一部改正……………	三
大分県記号式投票に関する規程の一部改正……………	三
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………	三
公共測量の実施（二件）……………	四
正 誤	四
平成二十九年三月三十一日付け大分県報号外（三七）に記載の大分県選挙管理委員会告示第七号（公職選挙事務取扱規程の一部改正）中の訂正……………	四
平成二十九年三月三十一日付け大分県報号外（三七）に記載の大分県選挙管理委員会告示第八号（大分県記号式投票に関する規程の一部改正）中の訂正……………	四
○ 告 示	
大分県告示第六百九十七号	
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成	

六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成三十年十二月七日

大分県知事 広瀬 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
有限会社永安堂	有限会社永安堂	宇佐市安心院町下毛二〇六二―二	平二七・七・一
永石薬局	薬局	国東市安岐町瀬戸田七一一―三	〃
一井薬局	一井 伸彦	〃	〃
杵築中央病院訪問看護ステーション	医療法人恵友会	杵築市大字杵築一二〇	平三〇・九・一
明友サービスセンター	有限会社明友	玖珠郡九重町大字菅原七三九―二一九	平三〇・一〇・一
甲斐医院	甲斐 雅成	別府市野口元町八一―〇	平三〇・一一・一
栗林歯科医院	医療法人社団栗林歯科医院	国東市国東町鶴川三九八―一	平三〇・一〇・一
有限会社中村調剤薬局	有限会社中村調剤薬局	佐伯市中村東町九一三六	平三〇・五・一
酒井病院	医療法人慈仁会	中津市中央町一丁目一―四三三	平三〇・一一・一
医療法人三光会	医療法人三光会	中津市中央町一丁目三一―五四	〃
松永循環器病院	〃	〃	〃
菅原内科杵築	医療法人功尚会	杵築市大字南杵築字大手内一九四七―三	〃
ごとう医院	医療法人相生会	由布市挾間町向原三五〇	〃
福永胃腸科外科	医療法人福永胃腸科外科医院	国東市国東町鶴川一〇六	〃
矢野小児科医院	医療法人矢野小児科医院	速見郡日出町大字豊岡六一〇〇―二五一	〃
土屋会八重眼科	医療法人土屋会	速見郡日出町大字川崎字角力田三一	〃

なの花薬局	有限会社タンポポ薬局	一	別府市大字鶴見字荒巻二六一五	〃
あすなる薬局	有限会社のぞみ調剤薬局	二	別府市大字北石垣一〇三六一五	〃
沖代薬局	有限会社臼杵薬局		中津市大字永添三七五十四	〃
ワタナベ薬局市民病院前店	株式会社ワタナベ		中津市大字下池永一〇六一一	〃
楼蘭花月薬局	有限会社日田ヘルス&メディカルシステム		日田市大字三和九二九一二	〃
東町調剤薬局	株式会社くすりのセイユー堂		佐伯市東町一二二五一二	〃
渡町台調剤薬局	株式会社くすりのセイユー堂		佐伯市長島町二丁目一三三一二	〃

大分県告示第六百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、中津市大字伊藤田三千六十五番地三の和田英三ほか八名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同法第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成三十年十二月七日

大分県知事 広瀬 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営危険ため池緊急整備事業（ため池整備）	烏ヶ池2号地区	平三〇・一二・七から平三〇・一二・二七まで	中津市役所

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第三十二号
選挙運動等における掲示等に関する規程（昭和三十年大分県選挙管理委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。
平成三十年十二月七日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣
第五条中「第七十五条第七項」を「第七十五条第九項」に改める。
第九条中「第六項」を「第八項」に改める。
第一号様式の備考三中「横」を「各欄の横」に改め、同様式の備考四中「第五項」を「第六項」に改める。
第二号様式の備考一中「文字は」の下に「、」を加える。
第二号様式の二中

参議院名簿登載者の氏名	

を

参議院名簿登載者の氏名		
順位	氏名	優先的に当選人となるべき候補者

に改め、

同様式の備考中五を六とし、四の次に次のように加える。

五 優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位を参議院名簿に記載された候補者の氏名等については、その他の参議院名簿登載者の氏名と区分して、優先的に当選人となるべき候補者である旨を表示した上で、当該その他の参議院名簿登載者の氏名の次に掲載するものとする。

第三号様式の備考一中「振仮名」を「ふりがな」に改め、同様式の備考二中「第五項」を「第六項」に改める。

第三号様式の二の備考一中「振仮名」を「ふりがな」に改め、同様式の備考二中「第五項及び第六項まで」を「第六項及び第八項」に改め、同様式の備考五中「備考の欄」を「備考欄」に改め、同様式の備考六中「上部」を「上」に改める。

第五号様式の備考一中「振仮名を付す」を「ふりがなを付する」に改め、同様式の備考三中「横」を「各欄の横」に改め、同様式の備考四中「上部」を「上」に改める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

大分県選挙管理委員会告示第三十三号

大分県記号式投票に関する規程（昭和四十六年大分県選挙管理委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成三十年十二月七日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

第五条中「あらわす」を「表す」に改める。

第八条第一項中「あらわす」を「自書し、又は○の記号を表す」に改め、同条第二項中「あらわす」を「表す」に改める。

別記第一号様式中「○印を押す」を「○をつける」に改める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

大分県選挙管理委員会告示第三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による平成三十年十二月三日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分

の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成三十年十二月七日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一九、四九八人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

二二一、八五九人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市	一三二、一〇九人
別府市	三二、六五七人
中津市	二三、〇六八人
日田市	一八、四九〇人
佐伯市	二〇、七六三人
臼杵市	一一、一六二人
津久見市	五、二六四人
竹田市	六、四六二人
豊後高田市	六、四五四人
杵築市	八、四五五人

平成三十年十二月七日

大分県報（選管委告示）

宇佐市 一五、九一六人
 豊後大野市 一〇、五一二人
 由布市 九、七〇一人
 国東市・姫島村 八、九〇一人
 日出町 七、八八八人
 九重町・玖珠町 七、一五九人

○公 告

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり九州農政局駅館川農地整備事業所長から公共測量の実施について通知があった。

平成三十年十二月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

公共測量（確定測量）

二 作業の地域

宇佐市安心院町 矢津及び尾立地内

三 作業の期間

平成三十年六月十一日から平成三十一年三月八日まで

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり九州地方整備局筑後川河川事務所長から公共測量の実施について通知があった。

平成三十年十二月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

公共測量（航空レーザ、航空レーザ測深）

二 作業の地域

日田市

三 作業の期間

平成三十年七月七日から同年十二月二十八日まで

○正 誤

平成二十九年三月三十一日付け大分県報号外（三七）に登載の大分県選挙管理委員会告示第七号（公職選挙事務取扱規程の一部改正）中の訂正

ページ	段	行	誤	正
二	下	左から十三	（施行期日） この告示は、公布の日から施行する。	この告示は、公示の日から施行する。

ページ	段	行	誤	正
二	下	左から二	（施行期日） この告示は、公布の日から施行する。	この告示は、公示の日から施行する。

平成二十九年三月三十一日付け大分県報号外（三七）に登載の大分県選挙管理委員会告示第八号（大分県記号式投票に関する規程の一部改正）中の訂正